

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 鴨川市内点々舗装工事

工事箇所 鴨川市 市内全域

安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 工期は、契約の翌日から令和 9 年 3 月 15 日までとする。 ・ 工期には雨天日及び作業期間内の土曜日、日曜日、祝日を含むものとする。 ・ 監督員の指示があった場合は、実施工程表および工事の進捗状況が確認できる写真を添付した履行報告書を毎月提出すること。
用 地 関 係	・ 現場着手にあたり、関係者への内容説明を実施し同意を得ること。 ・ 民有地及び道路用地の境界等には十分注意して施工すること。 ・ 構造物等の施工については境界位置をよく確認し、用地を侵す事の無いよう注意すること。 ・ その他、別添「特記仕様書」による。
公 害 対 策 関 係	・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 条）及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）及び鴨川市環境条例等を遵守すること。 ・ 工事で使用する建設機械は、低騒音・排出ガス対策型を原則とする。 ・ 工事に伴う騒音・振動等に対し、十分留意し、工事箇所周辺環境保全に努めること。 ・ 土砂の搬入搬出等に伴う粉塵には十分注意すること。
安 全 対 策 関 係	・ 電気事業法・消防法ほか関係各法及び条例等を遵守すること。 ・ 現場施工中の安全対策は特に注意して実施すること。 ・ 安全訓練等については、共通仕様書によるものとする。 ・ その他、別添「特記仕様書」による。 ・ 道路交通法等の関係法令を遵守し、工事を履行すること。 ・ 工事現場の出入口には必要に応じて交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
工事用道路関係	・ 工事に係る資材および重機等の搬入搬出にあたり、工事区間に隣接する土地を使用貸借する場合は、利用計画等について必ず事前に土地所有者へ説明し承諾を得ること。 ・ 工事用として農地を一時利用する場合は、一時転用の手続きが必要となるため、事前に関係機関と協議すること。
仮 設 備 関 係	・ 工事に必要な現場事務所、電力、用水等に要する費用は、受注者の負担を原則とする。 ・ 工事看板、迂回路案内板、バリケード、保安灯等を必ず設置すること。 ・ 工事看板等の設置にあたっては市有地内への設置を標準とするが、やむを得ず民有地又は電柱等に設置する場合は、事前に所有者の同意を得ること。 ・ 施設の設備を使用する場合は、関係者の許可を得ること。
残土・建設副産物 関 係	・ 別添「特記仕様書」による。
工事支障物件等	・ 地下埋設物（水道・ガス・電気・電話・用水・排水管・污水管）等については事前に調査を行い、関係機関と十分に協議すること。 ・ 既存施設に損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い、受注者の責任において早急に復旧すること。
排 水 工 関 係 (濁水処理含)	特になし。

薬液注入関係	特になし。
その他の	・ 工程表および施工計画書の提出前の現場着手は原則として認めない。 ・ 本施工条件において確認ができない事項は、安房郡市広域市町村圏事務組合に直接問い合わせること。 ・ 必要に応じて工事案内文書を作成し、監督員の確認を受けた後に関係地区へ配布して周知すること。なお、関係地区の市政協力員（区長・組長）並びに関係地権者、本路線に隣接している住民等へは、直接文書を持参して周知すること。 ・ 使用材料及び特殊製品等の仮置き場は、監督職員と協議すること。 ・ 設計図書（図面・仕様書・特記仕様書等）及び関係法令等を熟読の上、目的物である水道施設としての機能を十分に発揮できるよう、創意工夫を行い施工すること。